

麻生区健康づくりボランティア養成・活動支援要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「川崎市健康づくり事業等実施要綱」及び「健康づくりボランティア活動支援要領」に基づき、区民の健康づくりに寄与することを目的として、区民が自主的かつ継続的に健康づくりの活動に取り組むため、麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課（以下、「地域支援課」という。）が行う健康づくりボランティアの養成及び活動支援に関することを定める。

(事業内容)

第2条 地域支援課は、健康づくり事業の一貫として、次の事業を行う。

- (1) 健康づくりボランティア養成事業
- (2) 健康づくりボランティア活動支援事業

(健康づくりボランティア養成事業)

第3条 健康づくりボランティア養成事業は、次のとおりとする。

(1) 対象者

区内在住・在勤で、事業の趣旨に賛同し、自ら地域で健康づくりに関する様々な活動を行う意志がある者とする。

(2) 実施方法

ア 教育方法

講義、実習、グループワーク等の方法で、養成教室を実施する。

イ 講師

医師、保健師、管理栄養士等とし、必要に応じてその他専門知識を有する者の協力を得るものとする。

ウ 教育内容

- (ア) 地域での支えあいの必要性和ボランティア活動
- (イ) 地域住民の健康状況と健康課題
- (ウ) 健康づくり総論
- (エ) 健康づくり方法論
- (オ) その他

エ 修了証の授与

川崎市保健所麻生支所長は、所定の課程を修了した者に対し、修了証（第1号様式）を授与する。

(健康づくりボランティア活動支援事業)

第4条 健康づくりボランティア活動支援事業は、健康づくりボランティア養成教室修了者等による、自主的な健康づくりのための実践活動への支援であり、ボランティアの地域での組織的、継続的な活動を促進するために、次により支援するものとする。

- (1) 健康づくりボランティア活動内容

ア 健康づくりボランティアは、区民に対して、健康づくりのための体操、ウォーキングなど、運動に関する普及や、健康に関する知識の普及啓発を行う。

イ 健康づくりボランティアは、健康づくりに一緒に取り組む仲間づくりを推進し、仲間とのコミュニケーション等を通じたつながりづくりを広める活動を行う。

ウ 地域支援課が実施する健康づくり活動において連携を図る。

(2) 支援の方法

ア 地域支援課は必要に応じ、健康づくりボランティア等が行う地区組織活動団体に対し、情報提供や講習会の機会を提供する。

イ 地域支援課は、健康づくりボランティア等が行う地区組織活動が自主活動を行うために必要な援助を行う。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途川崎市保健所麻生支所長が定める。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。